

# ○電子契約の試行運用の開始について

上板町では、受注者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、令和8年4月より電子契約を試行運用を開始しています。

電子契約を利用することで、受注者の皆様における契約手続きの時間やコストを大幅に削減できます。ぜひ導入・ご利用をご検討ください。

※試行運用中のため、電子契約をご利用いただけない場合もありますことをご容赦ください。

## ○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。  
また、事業者側の費用負担はありません。

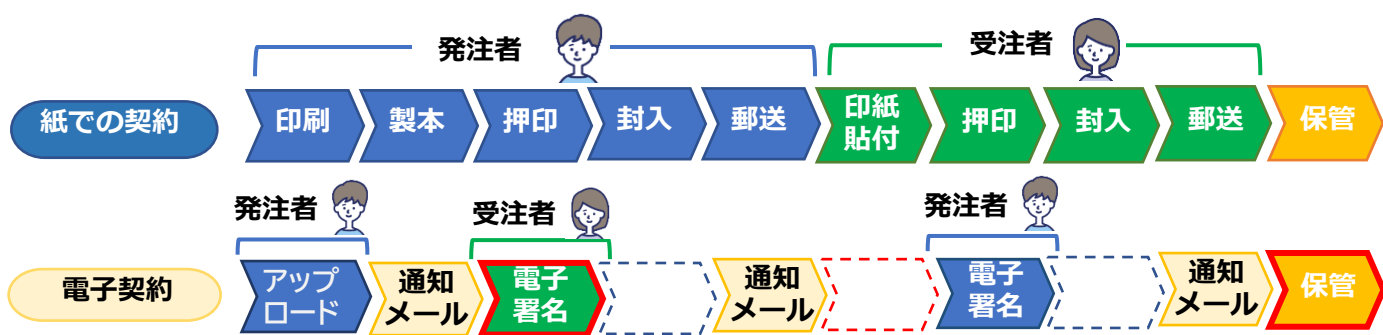
## ○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
  - ・ 押印のための出社が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
  - ・ 来庁せず、契約を締結することができるようになります（別途紙資料の提出のため来庁が必要な場合があります）。
  - ・ 印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

|     | 紙の契約      | 電子契約       |
|-----|-----------|------------|
| 形式  | 紙の書面      | 電子データ（PDF） |
| 押印  | 印鑑 or サイン | 電子署名       |
| 送付  | 送付・持参     | インターネット    |
| 保管  | 書棚        | サーバー       |
| 印紙  | 必要        | 不要         |
| 証拠力 | あり        | あり         |

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において、電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

# ○電子契約の流れ



## 操作手順

1 署名依頼メールが届きましたら  
文書を確認する をクリック

2 文書を確認して、問題なければ  
完了する をクリック

3 確認画面が出ますので  
署名手続きを完了する をクリック

4 すべての署名者の手続き完了後  
届いた完了メール内の  
ダウンロード をクリック

5 ダウンロード をクリック  
※ ダウンロード有効期間：14日間

6 署名した文書を確認  
※電子署名情報および  
タイムスタンプ情報が付与

ご利用に当たり、GMOサインのアカウントは不要です。

アカウントがあればダウンロード有効期間等が延長されますが、アカウントの作成を町として推奨するものではありません。